

# <政治団体設立届 記載例:3>

## 政治団体の支部(政党の支部を除く。)を新たに設立する場合

別紙1 (※ 本様式は、郵便等により提出することはありません。)  
政治団体設立届

平成△△年 8月 8日

青森県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称  政治連盟青森県支部  
事務所の所在地 青森県○○市○○丁目A番A号  
代表者の氏名 青森 健彦

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

政治団体の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 政治連盟の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体
政治団体の名称	〇〇政治連盟
主たる事務所の所在地	(〒030-0000) (電話 017-700-0000) 青森県 ○〇市○○丁目A番A号
主たる活動区域	青森県
代表者の氏名	青森 健彦 (〒030-0900) (電話 017-700-1111)
会計責任者の氏名	青森 快活 (〒030-0900) (電話 017-700-2222)
会計責任者の氏名	青森 壮健 (〒030-0900) (電話 017-700-3333)
職制代行者の氏名	青森 壮健 (〒030-0900) (電話 017-700-3333)
支部の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有
課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有

<提出年月日>  
県選管に書類を提出するために来庁した日を記載してください。

<提出先>  
「主たる活動区域」が2以上の都道府県の区域にわたる場合は、届出先が「総務大臣」となりますので、「青森県選挙管理委員会 殿」の上に、「総務大臣 殿」と書き加えてください。

<政治団体の名称、事務所の所在地、代表者の氏名>  
下の欄と一致していることを確認してください。代表者の印を忘れずに押印してください。

<政治団体の区分>  
「その他の政治団体の支部」となりますので、にチェックしてください。

<政治団体の名称>  
ふりがなも忘れずに記載してください。下部に本部の名称も記載してください。

<組織年月日>  
規約等の施行年月日と代表者等の選任年月日と原則的に一致します。

<主たる事務所の所在地>  
郵便番号、電話番号も忘れずに記載してください。

<主たる活動区域>  
具体的に記載してください。(「全国」、「青森県、岩手県及び秋田県」、「青森県」、「青森市」、「平内町」、「衆議院青森県第1区」など)

<代表者、会計責任者、会計責任者の職務代行者>  
・ それぞれの方について、氏名(ふりがな)、自宅の郵便番号・住所・電話番号、生年月日を漏れなく記載してください。  
・ 選任年月日は、「組織年月日」と原則的に一致します。  
・ 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は、同一人が兼務することはできませんので、必ず別な人を選任してください。

<※課税上の優遇措置とは?>  
個人の行う政治活動に関する寄附のうち、政党・政治資金団体に対するもの、国会議員、都道府県議会議員、都道府県知事、指定都市の議会議員若しくは指定都市の市長の職にある者を推薦・支持することを本来の目的とする政治団体に対するもの(候補者又は候補者となろうとする者)については、立候補した日の属する年とその前年の2年のみ)について、いわゆる所得控除として税制上の優遇措置を講じています。(政党・政治資金団体に対するものは、税額控除との選択制です。)

<支部の有無>  
・ 支部の有無について、支部を有する場合は「有」に、有しない場合は「無」の口をチェックしてください。  
・ ここでいう「支部」とは、①規約等によってその存立が明らかである単位組織であって、本部と主従の関係にある、②本部の指揮統括の下に一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められ、かつ、活動の成果がそこに統一されている、③会計について、一定の範囲内で独自に金銭等の財産上の利益の収受及び交付・供与を行うことができるものであることを要します。  
・ 上記の「支部」についても、設立の届出をする必要があります。

<課税上の優遇措置の適用関係の有無>  
・ 税の優遇措置を受けられる適格団体になるためには、「有」の口をチェックする必要があります。その場合、青森県知事及び青森県議会議員の職にある者、候補者又は候補者となろうとする者を推薦・支持することを本来の目的としている団体(2号団体)にあっては「被推薦書」を、衆議院議員及び参議院議員(候補者又は候補者となろうとする者を含む。)を推薦・支持することを本来の目的としている団体(1号団体)にあっては、「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を添付してください。税の優遇措置を受けない場合は「無」の口をチェックしてください。  
・ 市町村長及び市町村議会議員に係る政治団体については、課税上の優遇措置はありませんので、「無」にチェックしてください。

※ 政治団体設立届は、組織又は設立の日から7日以内に、郵便等によることなく、直接持参して提出してください。